


「広島雇用環境・均等室長通知の抜粋と参考情報」

● 広島労働局雇用環境・均等室長からの周知協力依頼文（抜粋）

広労雇均発1129第1号
令和3年11月29日

各団体の長 殿

広島労働局雇用環境・均等室長 

冬季における年次有給休暇取得の促進について

広島労働局の行政運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和3年11月9日公表の「令和3年就労条件総合調査」の結果によると、令和2年に56.6%と毎年上昇傾向ではあるものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

年休の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※2)については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため広島労働局では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この冬における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

- [働き方・休み方改善ポータルサイト／「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」](#)（厚労省HP）
- [年次有給休暇取得促進特設サイト](#)（厚労省HP）
- リーフレット <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/pdf/winter/all.pdf>
- [令和3年就労条件総合調査の概況](#)（厚労省HP）
- [働き方改革推進関係](#)（広島労働局HP）

通知本文の

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入しない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年休の計画的付与制度がある企業の割合は46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。